

那覇市立 さつき小学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針について

(学校いじめ防止基本方針 第十三条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

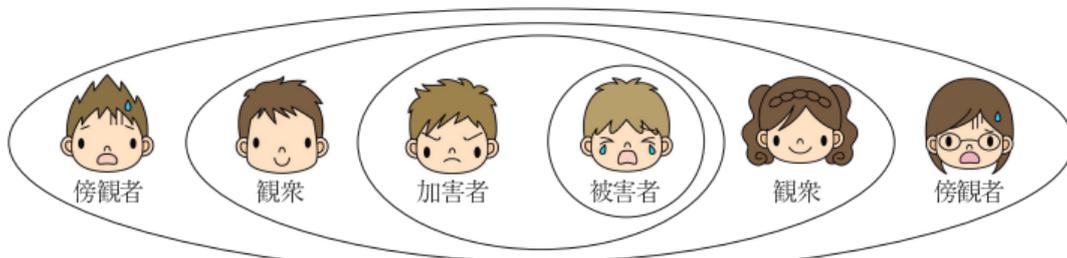
2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第二条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある
- ・理由もなく意地悪なことをされる。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・性的いたづらをされる 等

【いじめの構造図】



○いじめの件数 R4年（89件）R5（133件）R6（ ）件

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

本校では、校いじめ防止基本方針に沿って家庭・地域社会・諸関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に組織的に対処する。

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための校内組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 第二十二条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 校内生徒指導委員会（いじめ防止委員会）

いじめ防止等の対策のための校内生徒指導委員会を設置し、毎月1回開催する。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校において、いじめ問題の組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「校内生徒指導委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

(2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談担当・各学年担当
※必要によっては、関係教諭、SC、SSW、スクールサポーター教育相談支援員、関係機関職員も出席する。

(3) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員での配慮を要する児童については、現状や指導方針等について情報交換及び共通理解を図る。

(4) 校内生徒指導委員会（いじめ防止委員会）の取り組み

- ・いじめの定義に基づいた、いじめの積極的認知
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- ・いじめ発生時の対応協議
- ・臨時の「校内生徒指導委員会」の実施
- ・学校いじめ防止対策基本方針の策定・見直し

3 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 学級経営の充実
 - 児童の実態を十分に把握し、児童理解を通して支持的風土のあるよりよい学級経営に努める。
 - 児童一人一人の居場所づくりや自己有用感や自己肯定感が高まる積極的生徒指導に努める。
 - 「分かる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が自己存在感を感じることでできる環境づくりに努める。
 - 自他を尊重し、学校の一員として進んで規範を遵守する意識を児童に持たせ安全・安心な風土の醸成に努める。
 - 様々な場面で自己決定の場を持たせ、主体的な活動を多く経験させるよう努める。
- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自己有用感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心など共感的な人間関係の育成に努める。
- (3) 学級活動と連動した児童会・委員会活動の充実
 - 学校行事の主体的な運営
 - 集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養う。
 - 児童会・委員会活動の取り組みを各学級の話し合い活動と連動させる（児童の主体的活動の実践 代表委員会など）
 - 児童の主体性や他者への貢献意欲、問題解決能力を高める。
 - 異学年での交流活動の実施
 - 自己有用感、自己肯定感が高まり、学校全体の支持的風土を醸成
- (4) 相談体制の整備
 - 学校全体で教育相談を年3回実施する。
 - 教育相談支援員やSCを積極的に活用し、教育相談の充実に努める。
- (5) インターネット等を通じて行われるいじめ対策
 - 非行防止教室での警察官による講話。
 - インターネット等に対する情報モラル教育を行う。
 - スマホやタブレットを使ったネットいじめの存在を保護者面談で周知。
- (6) 外部機関・学校相互間の連携協力や情報交換
 - 近隣中学校、小学校等との情報交換
 - 学校教育課・教育相談課との連携
- (7) 魅力ある学校づくり
 - 『生徒指導の実践上の視点』として「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した学級・学年経営

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 定期的な教育相談
 - 定期的な教育相談を実施。(年3回 6月、9月、1月)
- (2) 定期的なアンケートの実施
 - いじめについての定期的なアンケート(心のアンケート)の実施(記名式 毎月実施)
 - ※重大事態や職員が判断した場合など状況に応じて、無記名式に変更
- (3) がんばりノート等による観察

○がんばりノート等の保護者コメントや授業ノート等にも注意をはらう。

(4) 情報交換

○日頃から学年会や校内生徒指導委員会（いじめ防止委員会）での情報共有

○職員会議等で生徒指導担当や学級担任による児童の状況報告

○SCや教育相談支援員、安全支援員、養護教諭から情報の収集

(5) 家庭・地域との連携

○学年便りや学校だより、地域行事等を通して連携を図る。（スクリレ・電話連絡等）

○個人面談や授業参観などの学校公開日での情報交換を図る。

(6) いじめチェックリスト

○職員

○保護者

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起ったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「○○死ぬ」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うや特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざげ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「○○菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 怒りに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠してをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいい口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分は大めだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに關心を持つ。

○組織（地域も含む）

**教職員間の共通理解・情報連携
（普段からの同僚性・協働性が重要）**

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

↓

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

5 発見したいじめへの対応

(いじめに対する措置 第二十三条)

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

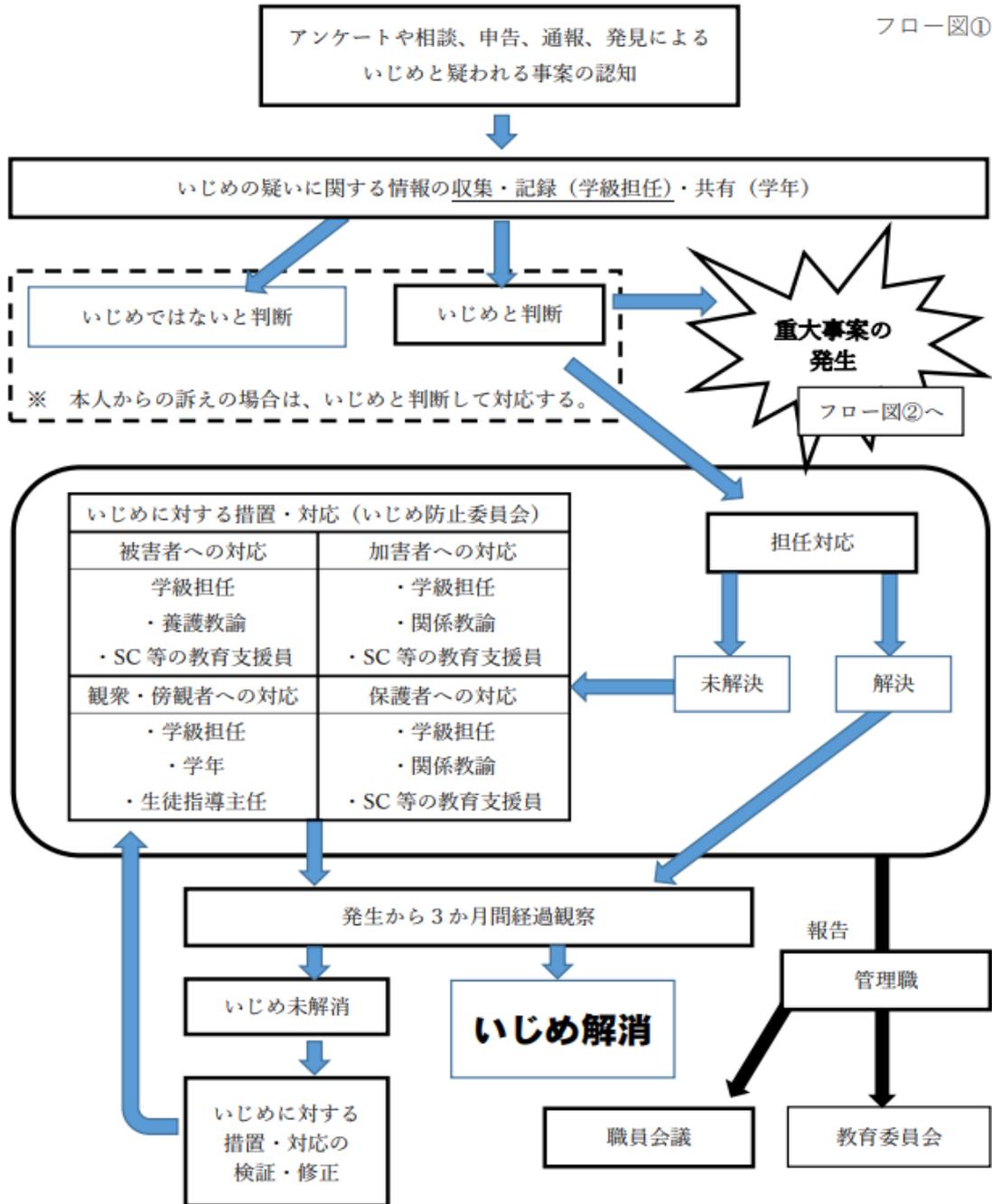
5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合には、那覇市教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ発見から解決までのフロー図



※いじめ事案の内容によって、学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

○初期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。(独断で判断しない。報連相の徹底)

○チーム対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、校内生徒指導委員会 (いじめ防止委員会) を開き対応を協議する。

○事実究明と指導

- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。関係児童への聞き取り
- ・聞き取りの際は、複数の職員で対応し、被害者、加害者別々に聞き取りを行う。
- ・状況によっては、他の児童、職員、保護者等からも聞き取りを行う。

○被害者への対応

- ・被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない。
- ・家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。

○加害者への対応

- ・いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
- ・いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ・いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
(何があったのか。どんなことから。いつ頃からか。どこで。どんな気持ち。どんな方法で。誰が(命令)したのか。複数。等)
- ・不満、不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったこと(相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。)の重大さに気づかせる。
- ・課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- ・必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

○保護者との情報共有

- ・把握した事実を被害者と加害者の保護者へ事実を報告する。
- ・学校との連携について確認する。(支援、指導方針)

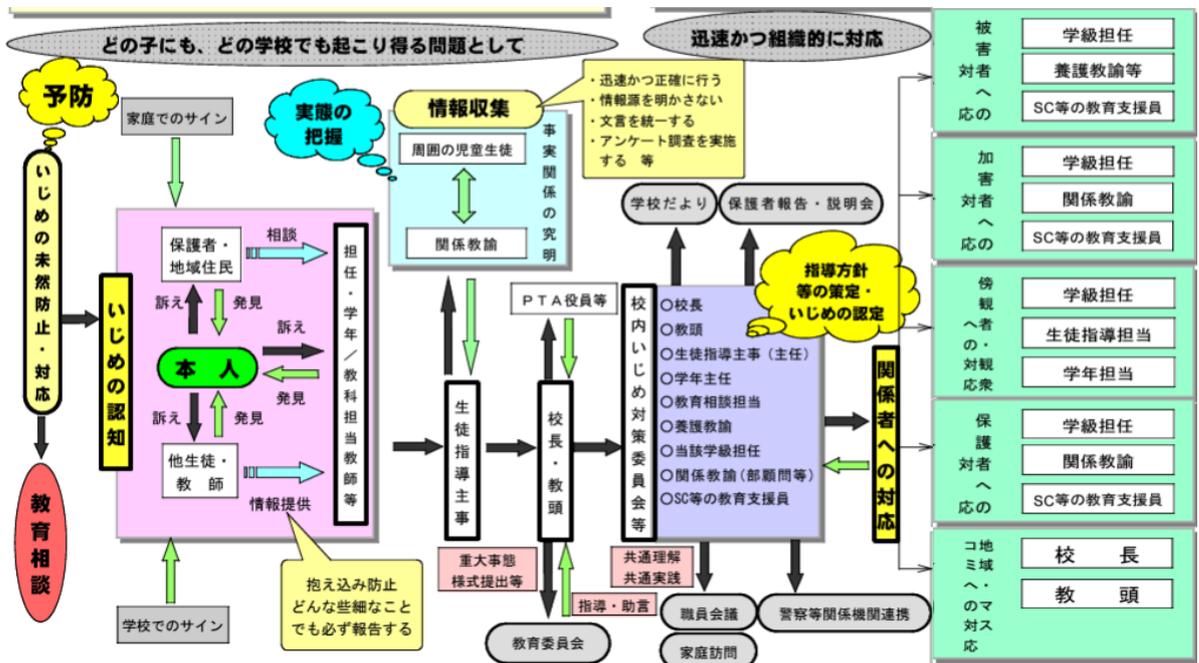
○報告のために記録

- ・校内生徒指導報告用紙を作成し記録する。(委員会への報告や次年度引き継ぎ)

○関係機関との連携

- ・いじめに関する事案等について、必要に応じて教育委員会等と連携して対処する。

(2) いじめが起こった場合の組織対応



6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処 第二十八条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態「1号重大事態」）

※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態「2号重大事態」）

※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処 第三十条)

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 本校の重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。

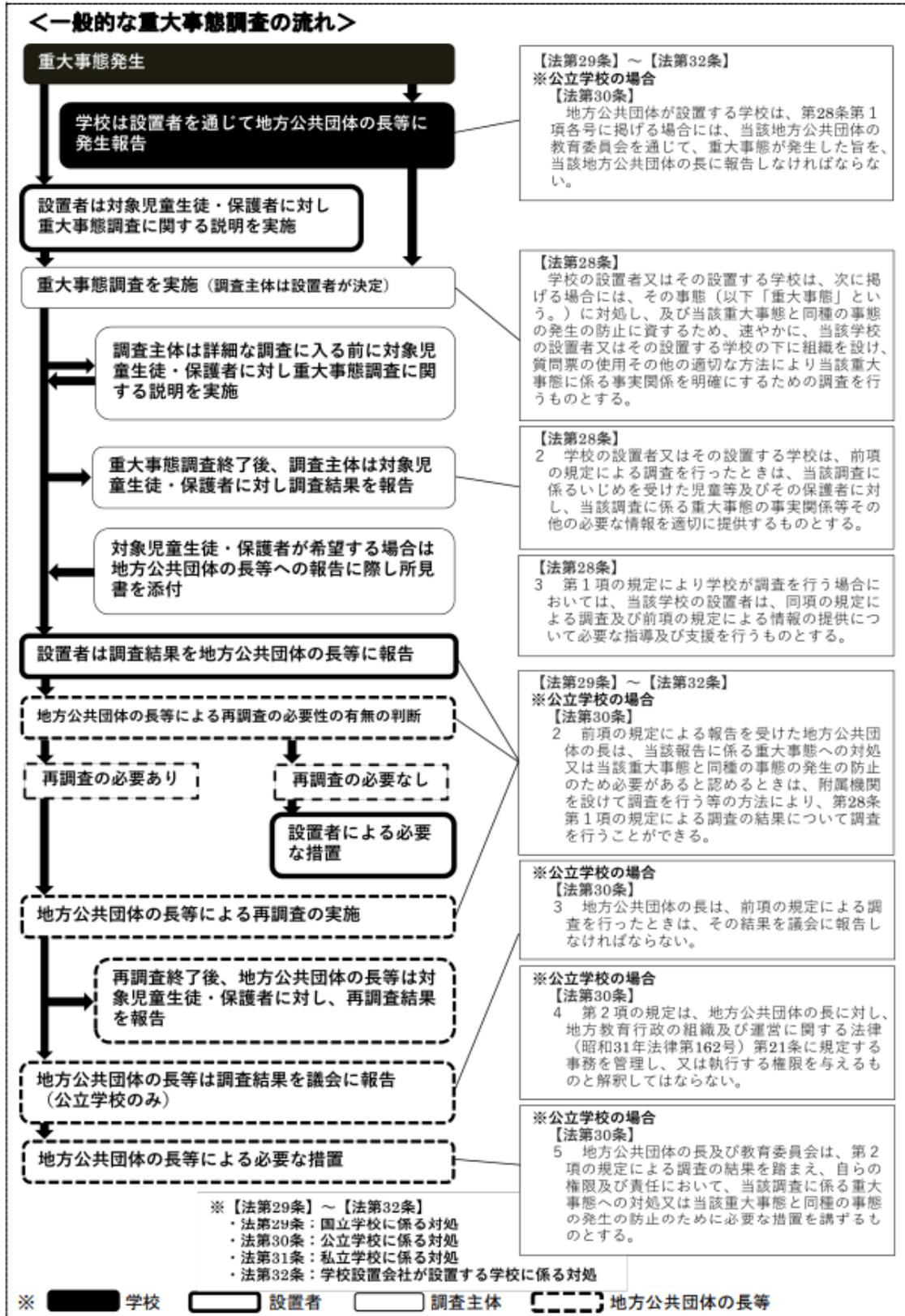
○教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。

○児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

(2) 重大事態発生の対応フロー図



○被害児童・保護者

対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。市区町村教育委員会においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合がある。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要である。その際、指導要録や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることが考えられる。

○加害児童・保護者

いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要である。当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、児童生徒等の福祉に関する相談・支援を要する場合におけるこども家庭センターなど、各地方公共団体の首長部局等と連携し、関係機関等による支援につなげる。その際、いじめを行った児童生徒に対するアセスメントや指導及び支援を行うに当たっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用に加えて、外部の専門機関を活用することも有効であり、児童生徒の心理や性格の面からアセスメントを行う法務少年支援センター等の活用や、いじめを行った児童生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられる。学校においては、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討する。市区町村教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討する。

7 学校評価（いじめに関する児童・教師・保護者アンケート）

（学校評価における留意事項 第三十四条）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（1）いじめに関する学校評価の結果（あてはまる、まあまああてはまるを合算）

対象	質問項目	7月	12月
児童低	わたしは、学校に行くのが楽しい。	87.5%	
児童高	わたしは、学校に行くのが楽しい。	82.1%	
児童低	わたしは、ふわふわ言葉を使っている。	85.4%	
児童高	わたしは、ふわふわ言葉を使っている。	69.1%	
教師	私は、児童が安心して楽しく学校生活を送れるように教育活動の工夫を行っている。	100%	

教師	私は、教育活動全体を通して道徳教育を充実させている。	85.7%	
保護者	お子さんは、学校に行くのが楽しいと言っている	70.8%	
保護者	お子さんは、思いやりの心を持って人と接している。	75.4%	

8 いじめ防止対策年間計画表

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者等への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」共通確認 ○さつきっ子の1日・さつきっ子スタイル読み合わせ ○学級での支持的風土づくり, 人間関係づくり (学級・学年開き) ○【校内生徒指導委員会】児童に関する情報共有 (職員会議) ○人権の日 ○心のアンケート ○いじめ防止啓発月間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・規律づくり (さつきっ子の1日・さつきっ子スタイル・みそあじ) ○春の遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止啓発活動【PTA総会】 ○学級懇談会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○【校内生徒指導委員会】児童に関する情報共有 (職員会議) ○人権の日 ○心のアンケート ○いじめ防止啓発月間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級の日 (さつきっ子の1日) ○入学を祝う会 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○【校内生徒指導委員会】児童に関する情報共有 (職員会議) ○人権の日 ○心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○平和月間 ○学級の日 (さつきっ子スタイル) ○ふれあい週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観
7・8月	<ul style="list-style-type: none"> ○【校内生徒指導委員会】児童に関する情報共有 (職員会議) ○人権の日 ○心のアンケート ○いじめに特化した研修会 ○学校評価 ○いじめ防止強化月間 	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室 ○学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談 ○学校評価 ○地域への啓発活動
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○【校内生徒指導委員会】児童に関する情報共有 (職員会議) ○人権の日 ○心のアンケート ○いじめ防止強化月間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級の日 (さつきっ子スタイル②) ○ふれあい教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○【校内生徒指導委員会】児童に関する情報共有 (職員会議) ○人権の日 ○心のアンケート 		

11月	○【校内生徒指導委員会】 児童に関する情報共有（職員会議） ○人権の日 ○心のアンケート	○運動会	○運動会
12月	○【校内生徒指導委員会】 児童に関する情報共有（職員会議） ○人権の日 ○心のアンケート ○学校評価 ○学校いじめ防止基本方針（検討）	○学校評価 ○人権目標（いじめや差別をなくそう）	○学校評価 ○授業参観
1月	○【校内生徒指導委員会】 児童に関する情報共有（職員会議） ○人権の日 ○心のアンケート ○学校いじめ防止基本方針（検討・決定）	○生活目標（正しい言葉づかいをしよう） ○ふれあい週間 ○学習発表会	○学習発表会
2月	○【校内生徒指導委員会】 児童に関する情報共有（職員会議） ○人権の日 ○心のアンケート		○授業参観
3月	○【校内生徒指導委員会】 児童に関する情報共有（職員会議） ○人権の日 ○心のアンケート ○今年度の評価・反省・改善 ○次年度引き継ぎ	○卒業を祝う会	

9 PTA及び関係機関などとの連携

- ① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第九条）
PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。
- ② 情報発信及び基本方針の周知
○年度当初のPTA総会において、学校いじめ防止基本方針の説明を行う。
○学校ホームページに本基本方針を掲載する。（広く保護者、地域への理解を図る。）
→随時取り組みの反省、評価をし、内容を改善した場合は、速やかに更新する。
- ③ 地域の活動によるいじめの未然防止
- ④ 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員等との連携
- ⑤ 校区内保育園・こども園・金城小学校・金城中学校・小祿中学校との情報交換

10 いじめに関する相談機関（学校説明会等で配布）

いじめ早期発見・早期対応リーフ（家庭・地域向け） **保存版**

いじめ

しない！

させない！

みのがさない！

「いじめ」は、いつでも、どこでも、どの子どもにも起こりうる問題です。学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、習い事、スポーツクラブ等、子どもが関わっている仲間や集団（グループ）の中で起こることが考えられます。

「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見逃さない」那覇市を目指して、小学校・中学校と保護者、地域、関係機関一丸となって継続的に取り組んでいきましょう。

子どもの態度や様子がおかしいと感じたら・・・



じっくり聞きましょう

お子さんが話し始めたら、まずは、自分の意見をはさまずに最後まで聞いて下さい。



学校に相談しましょう

学校では、担任はもちろん、校長・教頭・養護教諭・スクールカウンセラー等が対応します。



相談できる機関があります

学校に相談しにくい、他の意見も聞いてみたい、対応に困っているというときには下記の相談機関があります。

関係機関連絡先

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ○ 那覇市教育委員会 学校教育課 | 098-917-3506 |
| ○ 那覇市教育委員会 教育相談課 相談室『はりゆん』 | 098-941-7868 |
| ○ 那覇市教育委員会 市民スポーツ課 | 098-917-3504 |
| ○ 青少年ダイヤル「なは」 | 098-941-7867 |
| ○ こども家庭センターなは | 098-861-5026 |
| ○ 那覇警察署 | 098-836-0110 |
| ○ 豊見城警察署 | 098-850-0110 |
| ○ 警察安全相談 | #9110 |
| ○ 県警少年サポートセンター（ヤングテレホンコーナー） | 0120-276-556 |
| ○ 沖縄県中央児童相談所 | 098-886-2900 |
| ○ 沖縄弁護士会 | 098-865-3737 |
| ○ Sorae（ソラエ） | 098-943-5335 |
| ○ 波の上心の相談所 | 098-868-4650 |
| ○ 沖縄弁護士会 | 098-865-3737 |
| ○ 子どもの人権110番（那覇地方方法務局） | 0120-007-110 |



那覇市いじめ防止対策連絡会

那覇市教育委員会・那覇市PTA連合会・那覇市小中学校校長会・こども家庭センターなは
沖縄県中央児童相談所・那覇警察署・豊見城警察署・那覇地方方法務局・学校警察連絡協議会
事務局（那覇市教育委員会 学校教育課 917-3506）

1 1 いじめに関する資料

- ① 文部科学省「いじめの問題に対する施策」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)
- ② 沖縄県「いじめ防止基本方針」
(https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/868/jimebousi.pdf)
- ③ 「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm）